

## 【様式10】

※印欄記入不要

2022年 3月 11日

※報告番号 応 甲 第 不 乙 第	学籍番号	88190001	研究指導 教 員 (署名)	山本 卓
	氏 名	古川 傑		

## 学 位 論 文 内 容 要 旨

不動産学研究科  
博士後期課程

学位論文題目

合理的な企業不動産戦略の実現に向けた情報有用性の検証  
—遊休不動産情報に対して企業と投資家が認める情報価値を中心に—

氏 名： 古川 傑

研究指導教員： 山本 卓

学位論文要旨

The aim of this study was to elucidate “useful information for the interested parties of a company” and “the effect of the management of corporate real estate on social economy based on the company’s social responsibility” using idle real estate information. To this end, companies and investors were analyzed from the following three perspectives: (1) the possibility of utilizing financial statements, (2) the possibility of utilizing non-financial information, and (3) a case study of a company’s development of its idle real estate. Consequently, it was revealed that a company’s interested parties such as investors acknowledged idle real estate information as quite useful and that a company possessing idle real estate was requested to cope with a new business model for utilizing idle real estate. It was suggested that companies promoting environmental management could improve their corporate values using real estate stocks. Grappling with company-wide environmental management and utilizing idle real estate to develop a sustainable town were considered rational corporate real estate strategies to contribute to the realization of community development.

## 1. はじめに

本論文では、遊休不動産情報を活用し、企業および投資家を分析対象として、両側面から検討し、①企業を取り巻く利害関係者に有用となる情報とは何か②社会的責任を踏まえた企業不動産マネジメントが社会経済へもたらす影響の2点を究明課題として取り組むことで、企業活動における遊休不動産のあり方に示唆を与えるものとする。

第1の問題意識は、企業の保有する遊休不動産の懸念される点は、不動産の市場性が減退して

しまうことであり、合理的な企業不動産戦略によって市場性の減退を抑制する必要がある。したがって、それをどのように利活用していくことで企業価値を高められるのか、今後の経営戦略はどのようにあるべきかを検討する必要がある。また、企業が作成する財務情報は、経営者の意図に左右される。それは、企業が開示する情報は忠実な表現がなされた財務情報であるのか投資家等の利害関係者は直接的に観察できないからである。それらの財務情報の信頼性が担保されているのかについては、各企業のガバナンスや企業を取り巻く制度環境にも依存する。したがって、企業を取り巻く利害関係者はどのような情報に有用性<sup>1</sup>を認めるのか検討する必要がある。

第2の問題意識は、遊休不動産は工場跡地等の遊休状態の割合が高い傾向にあり、土壌汚染問題等の発覚の可能性のあることを指摘できる。それらの遊休不動産は環境問題における存在は大きく、企業が果たす社会的責任が注目される。仮に、土壌汚染問題等が発覚した場合、不動産価値に影響を与えるばかりでなく、株価を通じて企業価値を損ねる可能性がある。したがって、環境問題における遊休不動産の存在は大きく、企業が果たす社会的責任が注目される。

上記2点の究明課題に対する答えを導くために本論文では3つの分析視点から検討した。第1に「財務情報の活用可能性」、第2に「非財務情報の活用可能性」、第3に「遊休不動産を活用した自社開発のケーススタディ」である。これらの分析視点のもと、各章で得られた知見を踏まえて、本論文の結論、究明課題への示唆及び今後の展望について述べている。

## 2. 企業活動における遊休不動産をめぐる課題

国土交通省の「平成30年法人土地・建物基本調査（速報集計）」では、法人が所有する空き地等を含む低・未利用地については増加傾向にある。このような企業の保有する不動産のうち遊休不動産には様々な問題が生じてくる。例えば、地方都市に所在する工場等の閉鎖による就業機会の消失や、その地域周辺の経済活力への影響、さらには、その位置、規模、機能等によっては流動化リスクがみこまれ外部不経済を発生させる要因となる。また、遊休不動産の存在が空き家・空き地を発生させ、加速度的に地域社会の衰退が進むことも懸念される。

さらに、企業における遊休不動産は、様々な保有コストにより財務構成等への影響等、キャッシュ・フローを生んでいないことや減損リスクが高いことから企業業績に悪影響を与える。また、減損会計制度や賃貸等不動産会計制度の注記情報により、企業の保有する遊休不動産情報は開示されているが、企業ごとにばらつきが目立ち、開示が不十分な水準にとどまる企業も少なくないため、財務諸表の信頼性が担保されているのか懸念が生じる。

以上のとおり、企業が保有する遊休不動産には各種の課題があり、企業活動における遊休不動産のあり方が社会経済に多大な影響を及ぼすことが考えられる。

## 3. 関連する先行研究

これまでの日本企業を対象とした減損会計に係る研究では、減損会計適用と経営者の裁量行動が密接な関係にあることが検証されてきた（山本 2005、榎本 2007、藤山 2014a）。また、日本企業のガバナンスモデルの変化により、山本（2005）で支持されなかった経営者交代仮説が支持され、経営者の計上インセンティブが開示タイミングに影響し（胡・車戸 2012、藤山 2014b）、ガバナンス

---

1 情報有用性とは、会計情報の利用者が判断や意思決定を行うに際して、情報の識別・認識・理解に役立つこという。

モデルにより投資家評価に温度差があることが確認されている（佐々木・米澤 2000、光定・蜂谷 2009）。宮島・新田（2011）では内部ガバナンスの改革促進効果を通じてパフォーマンスの格差関係を分析した結果、銘柄選択に企業統治要因が考慮され、企業パフォーマンスを向上させる効果があることが観察されている。

また、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する内部統制はガバナンス・プロセスに内包されているものであり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していなければ、内部統制の有効性も下がるものである。近年、国際的な大手監査法人において、公正価値測定を含む会計上の見積りにおける不確実性や見積りの合理性が、監査における重要論点として PCAOB<sup>2</sup>により指摘されている。評価専門家のタスクについて基準では明確なガイダンスが設けられておらず、社内評価専門家を監査メンバーにすることで評価専門家のタスクを修正し自己の主張を守る機会を作ってしまう（Glover *et al.* 2014）、場合によっては自身の知識を過度に頼り専門家の関与を嫌う傾向にあるため（Singh and Doliya 2015）、評価専門家の関与をさげ監査の質を低下させる可能性があることを指摘している（Griffith 2016）。また、FVM（公正価値測定）監査において外部評価専門家から得られた公正価値見積りは信頼性が高いが、内部統制の状態、アドバイザー等により監査人のリスクアセスメントを引き下げる傾向にあることが観察されている（Brown-Liburd *et al.* 2014, Brink *et al.* 2016）。さらに、内部評価専門家を使用している場合には主観的な手続きを適用する傾向が高く（Joe *et al.* 2014）金融 FVM と非金融 FVM の独立した見積りの際に、社内と第三者評価専門家に差異が確認されている（Glover *et al.* 2017）。

ESG<sup>3</sup>に係る研究では、社会や環境への影響を踏まえた方針を古くから採用している企業では、独自のガバナンスメカニズムを確立している可能性が高く、非財務情報の開示における透明性のレベルが高い（Robert 2014）。また、企業規模、利害関係者からの圧力、業種が ESG 情報開示の質に正の影響を与え（Hahn and Kühnen 2013）、情報開示スコアの高い企業ほど企業価値と正の関連があることが確認されている（Gutsche *et al.* 2017）。それら ESG 開示情報のうち環境情報に着目したもので、は、企業規模が大きくなるほど開示行動が促進され（Patten 1991, Alnajjar 2000）報道記事の件数が増える企業ほど開示行動促進要因となる（Bewley and Li 2000, Cormer and Magnan 2003）。一方で株式集中度、負債比率が非促進要因となり（Cormer and Magnan 2003）、ガバナンスのあり方が企業の ESG 行動に影響を与えるものである（宮本・佐藤 2019）。

以上のように、全社的リスクマネジメントに基づいた内部統制システムとガバナンスシステムが財務諸表の信頼性をより向上させることになる。内部統制は取締役会および経営者も包摂したものであるが、内部統制の構築の責任は取締役会および経営者にあるのであって、その責任を果たさないか無視するのであれば機能しないことになる。財務報告の信頼性を高めるために、経営者は適切な内部統制を構築運用されることが求められる。また、企業の ESG 行動等の情報開示が積極的な企業ほど情報開示の質は高く企業価値に対し正の影響を与えるものである。このように、経営者の利益管理のあり方やコーポレート・ガバナンスのあり方、また、公正価値情報の信頼性の担保において監査制度および評価専門家のあり方が企業価値を左右する重要なものになると考える。

2 公開会社会計監督委員会（PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board）は米国における監査法人の監督機関のことである。

3 ESG とは、企業や機関投資家が持続可能な社会の形成に寄与するために配慮すべき 3 つの要素とされる環境

#### 4. 財務情報の活用可能性

「財務情報の活用可能性」では、企業不動産情報の開示内容、特に土地等の遊休不動産情報について検討することを目的としている。

##### (1) 減損会計基準にかかる分析

「製造業」と「商業」を対象に減損損失の開示情報が株式市場に与える影響を明らかにし、企業不動産情報の開示内容を検討することを目的とし分析を行った。その結果、「製造業」と「商業」の間には、有利子負債比率や遊休資産、処分予定（売却）資産に情報有用性の差異が観察され、遊休不動産情報と財務特性との関連性が示唆された。また、グループ企業間の監視や金融機関のモニタリングおよび本業事業への集中度と投資不動産の関係性により遊休資産を持たない経営との関連性が示唆された。さらに、社債のある企業では遊休資産を持ちやすい傾向がみられ投資の失敗の結果、遊休資産になりやすいことが示唆された。これら一連の結果から、遊休資産、特に遊休不動産の発生メカニズムが浮き彫りになった。

##### (2) 賃貸等不動産会計基準にかかる分析

企業をとりまく不動産事情の変化に焦点を定め、投資不動産保有の決定要因、鑑定人評価の選択動機および投資家に対する時価情報の有用性を明らかにすることを目的とし分析を行った。その結果、「製造業」では、外国人持株比率、研究開発費比率の高い企業ほど、投資不動産（遊休不動産）を保有しない効率的な経営が促進されていることが示唆された。また、「建設・運輸・倉庫・不動産業」では、売上高変化率および有利子負債比率に変化があり、現在ではテナント運営等に対するリスク等を背景に投資不動産保有の拡大は抑えられ、借入による資金調達をして不動産を購入するという傾向が弱まっていることが推察でき、不動産活用の新しいビジネスモデルへの変化が示唆された。また、一株あたりの含み損益に対し投資家は、ネガティブな反応を示し、資産の売却困難性および資産の有効活用に着目していることが示唆された。

##### (3) 企業不動産の売却アナウンスメントの短期的株価反応に基づいた分析

CREの基礎である遊休不動産の売却問題に焦点をあて、遊休不動産の売却が企業経営においてどのような意味を持つのか、また、株式市場ではどのような評価を受けているのかを明らかにすることを目的とし分析を行った。その結果、Corporationについて大部分で有意な数値が得られた。一般事業法人持株比率の高い企業ほど、関係会社との結びつきが強く、関係会社に不動産業務を担う企業がある場合、情報の秘匿性が保たれ、流動性の低い工場跡地等の売却<sup>4</sup>についても内部的に処理が進められるため、資産効率および資金効率を高められるものと考えられる。したがって、一般法人持株比率の大きい企業ほど、情報の秘匿性が保たれ、外部のアドバイザーを介さずに流動性の低い資産についても処分等がスムーズに進められることができ、それらの売却情報の公表やそれに伴う特別利益の計上により株価への影響が大きいものと考えられる。

以上「財務情報の活用可能性」では、減損会計基準、賃貸等不動産の開示内容および遊休不動産の売却効果を検証することによって、遊休不動産情報に対し投資家は高い情報有用性を認めている事を発見した。また、賃貸等不動産の業種による保有の決定要因の変化、外部鑑定人の選択動機および企業の抱える投資不動産に対する投資家評価に温度差があることを発見した。

(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字をとったものである。

4 工場跡地を売却しているケースは、一般事業法人持株比率の高い企業がその割合が高く、一般事業法人持株比率の低い企業では27件中9件、一般事業法人持株比率の高い企業では28件中19件であった。また、それらの企業を個別に

これらの検証結果から、遊休不動産情報により投資家等利害関係者は企業に対するリスク判断の根拠として活用できると考える。また、財務情報において財務構成の見直しやガバナンスの強化をすることで効率的な経営指針の策定などの根拠として活用できると考える。

## 5. 非財務情報の活用可能性

「非財務情報の活用可能性」では、不動産市場に係る環境(Environment)に着目し、産業別に環境経営<sup>5</sup>促進企業の企業特性と環境リスク<sup>6</sup>に対する投資家の評価を明らかにすることを目的としている。

分析の結果、環境問題が社会経済に認識されている中、環境経営促進企業では、不動産ストックの利活用を通じて企業価値の向上に結びついていることが示唆された。一方で、環境経営に積極的な取り組みを見せている企業をリスクと捉える側面もあり、開示のあり方が適切でなければ市場で混乱をもたらす可能性もある。したがって、各企業が自らリスクを特定し、開示のあり方を検討する必要がある。

以上「非財務情報の活用可能性」では、不動産市場に係る環境(Environment)に着目し、産業別に環境経営促進企業の企業特性と市場での反応をみることで、産業別に環境経営に対する積極性と市場での反応に温度差があることを発見した。

これらの検証結果から、環境経営の積極性と土地資産の効率性の関係等、財務情報に加え環境情報等の非財務情報から、投資家や債権者は、企業に対するリスク判断をする際の根拠として活用できると考える。また、行政・地域住民は環境リスクの判断の根拠として活用できると考える。

## 6. 遊休不動産を活用した自社開発のケーススタディ

「遊休不動産を活用した自社開発のケーススタディ」では、遊休不動産開発が企業の中長期的な成長ひいては地域社会の成長の実現に資するものか、その影響を明らかにすることを目的としている。具体的には、先進的に ESG 経営への取り組みをみせているパナソニックの遊休不動産開発の事例を取り上げ、業績数値および地域社会への影響を検討した。

本件の事例で取り上げたパナソニックにおける遊休不動産開発は、全社的に取り組みをみせる環境経営および自社の遊休不動産を活用した遊休不動産開発であり、地域社会の成長の実現に寄与した合理的な企業不動産戦略と考える。近年、環境法規制への対応や環境リスクの予防、CSR への要求の高まり等から、企業が持続的に発展していくには環境経営が必要不可欠である。そのような社会的潮流を見据えながら協業企業等との関係を築き社会課題の解決にむけた CRE 戦略が、地域社会への貢献、さらには地球環境問題等の社会問題への課題解決につながり企業の社会的信用の維持・向上や企業価値の向上に資するものになっていると考える。

---

調査したところ、グループ企業内や関係会社に不動産事業を展開している割合が高かった。

<sup>5</sup> 環境経営とは、環境対応や環境保全を、企業活動を行う上での当然の責務と位置づけながら、同時に経済的価値を生み出し、企業価値向上を図ろうとする経営を意味するものである。

<sup>6</sup> 環境リスクとは、人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性のこと。またそのようなことから、引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える。

## 7. 結論と今後の展望

本論文の結論は、企業は遊休不動産情報の開示のあり方や利活用方法により、企業価値を左右するというものである。「財務諸表の活用可能性」「非財務情報の活用可能性」で検討したように、投資家等の利害関係者は遊休不動産情報に高い有用性を認め、遊休不動産を保有する企業では遊休不動産利活用の新しいビジネスモデルへの対応が求められている。また、環境経営促進企業では、不動産ストックの利活用を通じて企業価値の向上に結びついていることが示唆された。これらを踏まえ、「遊休不動産を活用した自社開発のケーススタディ」で検討し、全社的な環境経営に取り組みをみせる企業および自社の遊休不動産を活用し持続可能な街づくりとして行う遊休不動産開発が、地域社会の成長の実現に寄与する合理的な企業不動産戦略と考える。

### (1) 分析結果から見出せた事項

本論文では、3つの分析視点からの分析を試みたが、企業不動産の関係者は広範に存在し、それら企業を取り巻く利害関係者は企業不動産に対する関心事や情報のニーズは異なるものである。本論文で明らかになった事項が企業を取り巻く利害関係者にどのように有用性があるのか、特徴的なものを整理している。

#### ① 経営者・CRE担当部署：

- ・遊休不動産・処分予定資産の業種による市場反応の相違等の検証結果から、売却、保有に際して、自社保有の遊休不動産活用方法の模索の根拠として遊休不動産情報の有用性がある。
- ・売却に際して、一般法人持株比率の高い企業では情報の秘匿性が保たれ、流動性の低い大規模な工場敷地等がアドバイザーを介さずにスムーズに進められるため、売却による財務体質の改善等の意思決定の際の根拠として有用性がある。
- ・社債を発行する企業では遊休不動産を保有している傾向があるという検証結果から、保有に際してモニタリング機能の強化に対する根拠として財務情報の有用性がある。
- ・研究開発費が高い企業では遊休不動産を保有しないという検証結果から、資金の運用方法等、企業の投資行動などの意思決定の根拠として財務情報の有用性がある。
- ・評価について、含み益規模の大きな企業ほど社外の鑑定人を採用する傾向があるという検証結果から、対外的な説明責任を担保するための根拠として財務情報の有用性がある。

#### ② 債権者・投資家：

- ・債権者は、有利子負債比率と減損回数や減損規模の関係から融資意思決定やモニタリングの際の根拠として財務情報の有用性がある。
- ・投資家は、遊休不動産・処分予定資産と株価の関係から企業に対するリスク判断をする際の意思決定の根拠として遊休不動産情報の有用性がある。
- ・環境経営の積極性と土地資産の効率性の関係から、投資家や債権者は、企業に対するリスク判断をする際の意思決定の根拠として財務情報に加え環境情報等の非財務情報の有用性がある。

#### ③ 行政・地域住民・協業企業：

- ・遊休不動産を保有しているが効率的に利活用できている企業ほど環境経営が促進されていることから行政・地域住民は環境リスクの判断の根拠として非財務情報の有用性がある。
- ・協業企業間の情報共有により街づくりの課題共有・検討や協業による新サービスの検討がされることから、協業関係を結ぶ際の見極めあるいは新規事業を創出する際の根拠として有用性がある。

## (2) 究明課題への示唆および今後の展望

本論文の結論をもとに、究明課題に若干の検討と提言を加えたい。

第 1 の究明課題は、①企業を取り巻く利害関係者に有用となる情報とは何かである。遊休不動産情報について検討した結果、投資家は資産内容、特に土地等、遊休不動産情報に対し情報有用性を認められたが、環境経営促進企業をリスクと捉える側面もあり、開示のあり方が適切でなければ市場で混乱をもたらす可能性もある。したがって、財務情報および非財務情報における遊休不動産情報について拡充を図る必要があると考える。しかし、企業が開示する注記情報には企業ごとにはばらつきが目立つ。したがって、財務情報における注記において保有する資産を明確に把握できるよう示すことや、非財務情報において環境経営への取組み示すことで透明性の高い情報となり信頼性が担保されると考える。

第 2 の究明課題は、②社会的責任を踏まえた企業不動産マネジメントが社会経済へもたらす影響である。本論文では、事例として取り上げたパナソニックにおける遊休不動産開発において、遊休不動産開発が企業の中長期的な成長ひいては地域社会の成長の実現に資するものか検討した。その結果、環境経営を主軸とした自社遊休地の開発が、地域社会へ貢献し企業価値に影響を与えていることが示唆された。したがって、企業不動産マネジメントには、環境面への配慮、地域社会への貢献などの観点も必要であると考えられる。

本論文では、情報の有用性を中心に検証を行い、検証結果をもとに企業を取り巻く利害関係者が求めている情報とはどのようなものなのかに留意した上でその抽出を試みた。その一部は解明できたと考えるが、情報開示に関して積極的な企業も増加傾向ではあるものの、必ずしも十分な開示がなされているわけではない。それらの開示情報に基づいて分析を行ってきたが、遊休不動産情報について推測による部分も否めず本研究の限界であり課題と考える。今後、財務情報および非財務情報の拡充が進むことで情報の質も向上し財務報告における信頼性が担保されると考える。

### 【参考文献】

- [1]Alisa G. Brink, Fengchun Tang, Ling Yang(2016) “The Impact of Estimate Source and Social Pressure on Auditors’ Fair Value Estimate Choices” *BEHAVIORAL RESEARCH IN ACCOUNTING*, Vol. 28, No. 2, pp. 29-40.
- [2]Alnajjar, F.K. (2000) “Determinants of Social Responsibility Disclosures of U.S. Fortune 500 Firms: An Application of Content Analysis” *Advances in Environmental Accounting & Management*, Vol. 1, pp. 163-200.
- [3]Bewley, K. and Y. Li (2000) “Disclosure of Environmental Information by Canadian Manufacturing Companies: a Voluntary Disclosure Perspective” *Advances in Environmental Accounting & Management*, Vol. 1, pp. 201-226.
- [4]Blacconiere, W. G. and D. M. Patten (1994) “Environmental Disclosure, Regulatory Costs, and Changes in Firm Value” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 18, No. 3, pp. 357-377.
- [5]Cormier, D. and M. Magnan (2003) “Environmental Reporting Management: a Continental European Perspective” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 22, No. 1, pp. 43-62.
- [6]Emily E. Griffith (2016) “Auditors, Specialists, and Professional Jurisdiction in Audits of Fair Values”, Working paper, University of Wisconsin-Madison.
- [7]Gutsche, R., J. F. Schulz and M. Gratwohl (2017) “Firm-Value effects of CSR disclosure and CSR

- performance,” *Indonesian Journal of Sustainability Accounting and Management* 1.2, pp.80-89.
- [8]Hahn, R. and M. Kühnen (2013) “Determinants of Sustainability Reporting: A Review of Results, Trends, Theory, and Opportunities in an Expanding Field of Research” , *Journal of Cleaner Production*, Vol. 59, pp.5-21.
- [9]Helen L. Brown-Liburd, Stephani A. Mason, Sandra Waller Shelton(2014) “The Effect of Reliance on Third-Party Specialists under Varying Levels of Internal Control Effectiveness on the Audit of Fair Value Measurements” ([http://isarhq.org/2014\\_downloads/papers/ISAR2014\\_Liburd\\_Mason\\_Shelton.pdf](http://isarhq.org/2014_downloads/papers/ISAR2014_Liburd_Mason_Shelton.pdf))
- [10]Jatinder P. Singh and Prince Doliya(2015) “ON THE AUDIT OF FAIR VALUE MEASUREMENTS” *Ekonomski horizonti*, Vol. 17, No. 1, pp. 61-71.
- [11]Jennifer R. Joe, Scott D. Vandervelde , Yi-Jing Wu(2014) “Use of Third Party Specialists’ Reports When Auditing Fair Value Measurements: Do Auditors Stay in their Comfort Zone?” , *Working paper, The University of Delaware, University of South Carolina, and Case Western Reserve University*
- [12]Patten, D. M. (1991) “Exposure, Legitimacy, and Social Disclosure” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 10, No. 4, pp. 297-308.
- [13]Patten, D. M. and J. R. Nance(1998) “Regulatory Cost Effects in a Good News Environment the Intra-industry Reaction to the Alaskan Oil Spill” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 17, No. 4, pp. 409-429.
- [14]Robert G. Eccles, Ioannis Ioannou, and George Serafeim(2014) “The Impact of Corporate Sustainability on Organizational Processes and Performance” *Management Science*, Volume 60, Issue 11, pp. 2835-2857.
- [15]Steven M. Glover, Mark H. Taylor, Yi-Jing Wu(2014) “Closing the Gap between Auditor Performance and Regulators’ Expectations when Auditing Fair Value Measurements: Evidence from Practicing Audit Partners” (<http://www.audsymp.dept.ku.edu/wp-content/uploads/2014/05/Saturday-Paper-6-by-Glover-Taylor-Wu.pdf>)
- [16]Steven M. Glover, Brigham Mark H., Taylor Yi-Jing Wu(2017) “Current Practices and Challenges in Auditing Fair Value Measurements and Complex Estimates: Implications for Auditing Standards and the Academy” *A Journal Of Practice & Theory*, Vol. 36(1), pp. 63-84.
- [17]榎本正博 (2007) 「減損会計基準の適用における利益マネジメントー早期適用企業を用いた分析ー」『管理会計学』第 15 巻第 2 号, pp. 41-56.
- [18]胡丹・車戸祐介 (2012) 「日本における減損会計に関する実証分析」『会計プロGRESS』第 13 巻, pp. 3-58。
- [19]佐々木隆文・米澤康博(2000) 「コーポレート・ガバナンスと株主価値」『証券アナリストジャーナル』第 38 巻 9 号, pp. 28-46.
- [20]藤山敬史 (2014a) 「固定資産の減損損失の適時性」『インベスター・リレーションズ』第 8 巻, pp. 3-25.
- [21]藤山敬史 (2014b) 「減損損失計上の意思決定に及ぼす経営者交代の影響」『産業経理』第 74 巻第 2 号, pp. 157-168.
- [22]光定洋介・蜂谷豊彦 (2009) 「株主構成と超過収益率の検証-市場志向的ガバナンスのわが国における有効性-」『証券アナリストジャーナル』第 47 巻 1 号, pp. 51-65.
- [23]宮島英昭・新田啓祐 (2011) 「株式所有構造の多様化とその帰結：株式持合いの解消・「復活」と海外投資家の役割」『RIETI』, Discussopn Paper Series
- [24]宮本光晴・佐藤円裕 (2019) 「日本企業の ESG 行動：コーポレートガバナンスの観点から」『専修経済学論集』第 53 巻第 3 号、pp. 1-30.
- [25]山本卓 (2005) 「減損会計早期適用企業にみる裁量行動」『季刊不動産研究』第 47 巻第 3 号, pp. 33-43.